

令和2年度 安全衛生推進者養成講習の実施について

労働安全衛生法において、中小規模事業場の安全衛生管理体制の明確化を図るため、下記1の事業場においては、「安全衛生推進者」の選任が義務づけられております。

そこで、下記2により安全衛生推進者の資格を得るための標記講習会を開催することといたしました。この機会に適任者を受講させていただきますようご案内いたします。

なお、下記1以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「衛生推進者」の選任が義務づけられておりますが、当該講習修了者はその要件を満たすこととなりますので申し添えます。

記

1 安全衛生推進者を選任すべき事業場

次に掲げる業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場。

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- (2) 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸小売業、家具・建具、じゅう器等卸小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

2 安全衛生推進者養成講習開催要領

(1) 開催日時及び場所 日時：下記のとおり 場所：当協会講習会場

(2) 受講手続

「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、各資格に関する免許証若しくは修了証の写し等と受講料を添え、当協会へ現金書留又は直接来所の上、事前に申込み下さい。受講当日の申込は出来ません。

申込先 (一社) 佐賀県労働基準協会 〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地

TEL 0952 (37) 8277 ※電話番号の掛け間違いにご注意下さい。

(3) 受講料及び区分(※テキスト代が変更した場合には、差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。)

受講区分	受講料 (消費税込み)		科目	時間	免除区分	日程	講習時間
	会員 (テキスト代930円 消費税込み含む)	非会員 (テキスト代1,430円 消費税込み含む)					
全科目受講者 2日間(10時間)	12,440円	12,940円	安全管理	2	①免除	1 日目	9:00 17:00
			関係法令	2	免除無し		
①安全管理者の 有資格者(5時間)	10,970円	11,470円	作業環境管理及び作業管理	2	②免除	2 日目	9:00 12:05
			健康の保持増進対策	1			
②衛生管理者の 有資格者(4時間)	10,970円	11,470円	危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2	①②免除		
			安全衛生教育	1			

(4) 受講定員 各60名(先着順)にて締切ります。

(5) 修了証

所定の課程を受講された方には講習終了後、修了証を交付します。(免除科目のある方は後日郵送します)

(6) 注意事項

※テキストは初日に配布します。※当日の申込みは受理いたしません。※添付の地図を参照下さい。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

(不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

令和2年度 安全衛生推進者養成講習受講申込書兼受講票

申込日：令和 年 月 日 (会員・非会員) (どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

月	日(曜日)	受講日	月	日(曜日)	受講日
5	18(月)・19(火)		12	1(火)・2(水)	

※受講日に○を付ける。

※受付：午前8時半開始 ガイダンス：午前8時50分

講習：午前9時開始

※科目の入替により時刻が変動する場合があります。

※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム

標記講習を受講したいので受講料 円を添えて申し込みます。

※申込み受付後の「受講料」の払戻はいたしません。また、次回への変更も出来ませんので、代りの参加者の必要事項を記入した書類等を添え受講日3日前までにご連絡願います。

「入力のため太枠内のみ正確にもれのないようにご記入願います。」

事業場名	所在地	(〒)		(電話)		受講番号
	名称	◎	◎	◎	◎	
講習科目の一部免除を受けることができる者 (注)(3)参照	1. 労働安全衛生規則第10条の衛生管理者の有資格者 2. 安全管理者選任時研修修了者 3. 平成16年9月30日以前より安全管理者として選任されている者(選任届の写) (上記1. 2. 3. のいずれかに○を付けて下さい) (上記の1に○を付けた方は免許証、2に○を付けた方は修了証の写しを添えて下さい。)					
氏名	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現住所						

《個人情報の取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。